

## 後藤又兵衛ゆるキャラ「またべえくん」着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規定は、後藤又兵衛ゆるキャラ「またべえくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用申込の提出)

第2条 「着ぐるみ」を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「着ぐるみ」貸出申込書（様式第1号）を加西市観光まちづくり協会に提出し、加西市観光まちづくり協会会長（以下「会長」という。）の承認を得なければならない。

(使用承認)

第3条 会長は、前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、「着ぐるみ」の使用を承認するものとする。

- (1) 「着ぐるみ」を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (2) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (4) 営利目的の活動に使用するとき。
- (5) その他、会長が「着ぐるみ」の使用について不相当と認めたとき。

(使用上の遵守事項)

第4条 「使用者」は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「着ぐるみ」を第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 荒天時に屋外で使用しないこと。
- (6) その他、会長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

第5条 「使用者」が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規定に違反したときは、その使用の承認を取り消すとともに、その「使用者」への貸与は行わない。この場合、「使用者」に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

2. 前項の承認の取消しは、「着ぐるみ」貸出承認取消書（様式第2号）をもって行う。

(原状復帰)

第6条 「着ぐるみ」を汚損した場合は、「使用者」の責任と負担により、修補またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第7条 「着ぐるみ」の使用により、「使用者」が被った被害、または「使用者」が第三者に与えた損害に対しては、「使用者」が責任を負うものとし、会長は一切その責めを負わない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、「着ぐるみ」の取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年7月1日より施行する。